

10. 中間検査の対象建築物等

中間検査の対象建築物等は(1)及び(2)による。なお、両方とも該当する場合はそれぞれの検査を受ける必要がある。

(1) 政令の定めによる特定工程（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号による中間検査）

対象建築物の考え方は、「建築構造審査・検査要領—確認審査等に関する指針 運用解説編—2022 版（編集：日本建築行政会議）」の第 6 章に準じる。

(2) 札幌市の指定による特定工程（法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号による中間検査）

<対象建築物>

地上 3 階以上の部分を含む、新築、増築、改築の工事で、その工事を行う部分に共同住宅の用途が含まれる建築物が対象となる。（次ページのイメージ図参照）

ただし、法第 68 条の 20 第 2 項に規定する認証型式部材等によるものや、法第 85 条第 6 項又は第 7 項による仮設建築物は対象外。

<特定工程>

特定工程の指定は下表のとおり。なお、「主要な構造」とは、その建築物を構成する構造のうち、床面積の合計が最大となる構造のことを指す。

建築物の構造	指定する特定工程及び特定工程後の工程	
	特定工程	特定工程後の工程
主要な構造が 木造	構造耐力上主要な軸組の工事 (杵組壁工法にあつては、耐力壁の工事)	構造耐力上主要な軸組（杵組壁工法にあつては、耐力壁）を覆う内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）
主要な構造が 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）

【参考：令和 2 年の改正概要】（令和 2 年 7 月 1 日施行）

共同住宅用途を含む木造		
	改正前	改正後
規模	規模によらず 検査対象	地上 3 階建以上
工程	建方工事 基礎工事	建方工事

共同住宅用途を含む鉄骨造		
	改正前	改正後
規模	指定なし	地上 3 階建以上
工程	指定なし	建方工事

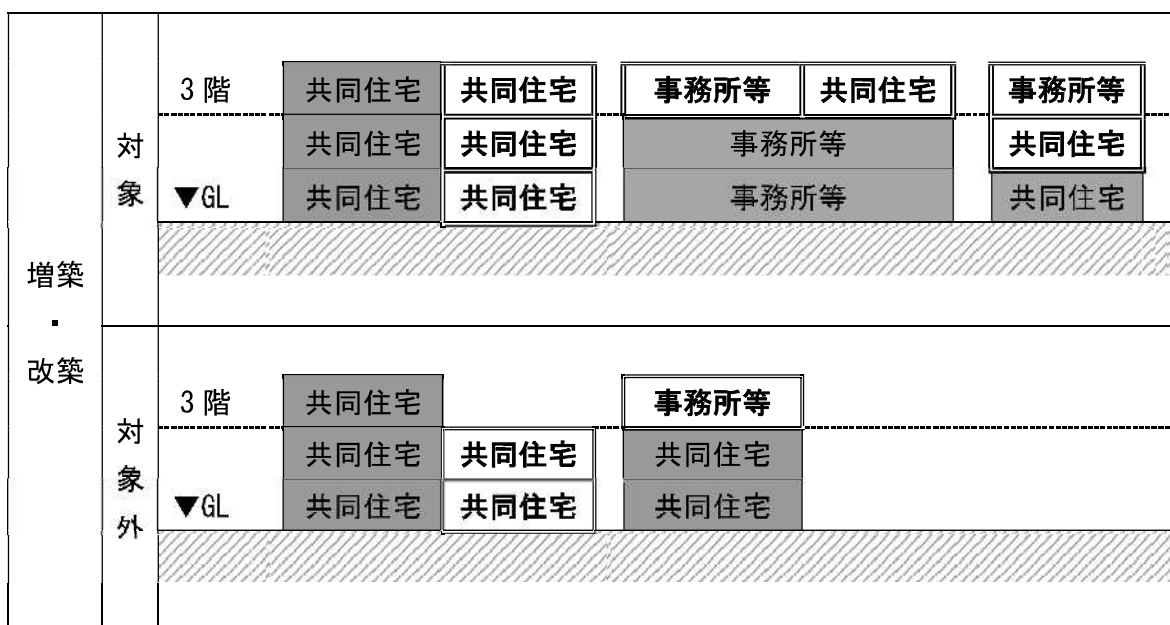
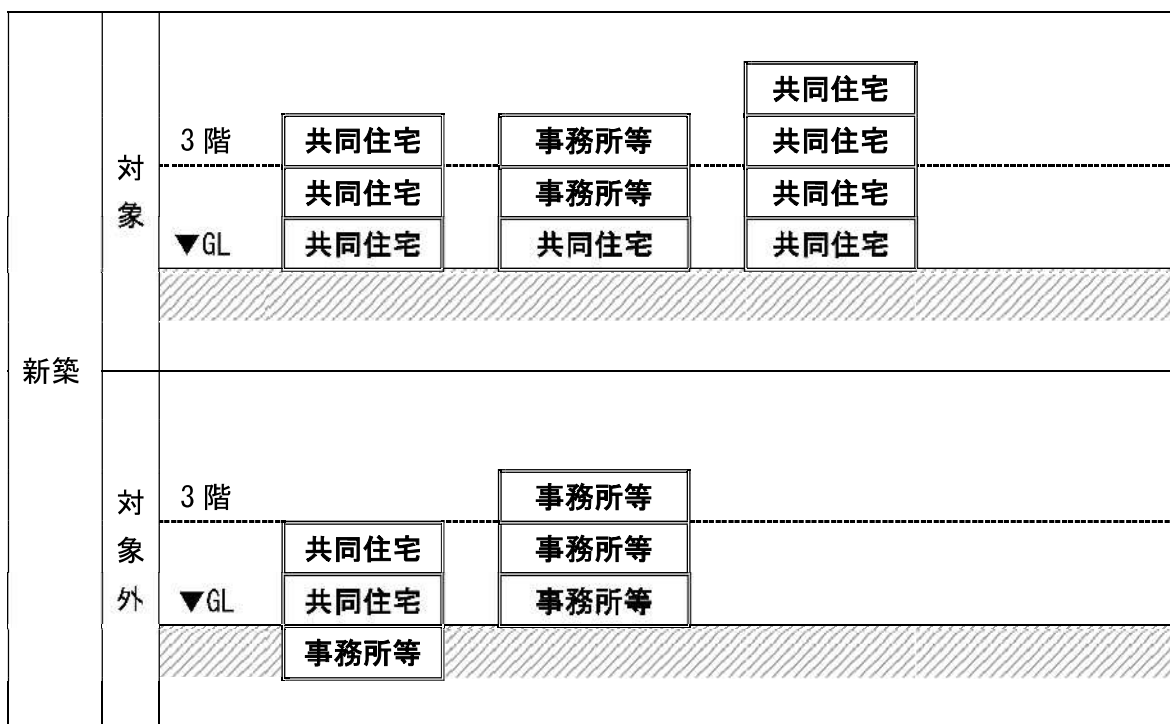
※木造の建方工事：軸組または耐力壁の工事

【『(2) 札幌市の指定による特定工程』の対象建築物例】

**凡例** 事務所等 :ここでは、共同住宅以外の用途をいう。

**用途名** :新築・増築・改築部分を示す。

**用途名** :既存部分を示す。



### 11. 中間検査の検査対象床面積について

札幌市の建築主事に中間検査を申請する場合、「中間検査申請書における検査対象床面積」および「手数料算定上の床面積の合計」は下図の斜線部の床面積の合計とする。

(図中カッコ書きは、各階の床面積が 100 m<sup>2</sup> の場合の算定例)

なお、指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関に直接確認すること。

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 凡例 | 1号: 法第7条の3第1項第1号による中間検査(鉄筋コンクリート造等) |
|    | 2号: 法第7条の3第1項第2号による中間検査(木造、鉄骨造)     |

